

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年5月21日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区中島町3番30号
氏名	医療法人あかね会 土谷総合病院
	理事長・院長 土谷 治子
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-243-9191
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人あかね会 土谷総合病院
事業場の所在地	広島市中区中島町3番30号
計画期間	2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 351床
③従業員数	約700名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集→運搬→最終処分（工程は全て委託している）

別紙4
(廃棄物処理法・特管産業廃棄物計画書)

現状：前年度（2023 年度）実績量
計画：今年度（2024 年度）計画量

		単位:トン／年										単位:トン／年									
		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	感染性産業廃棄物	260.4	255									260.4	255								
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	指定下水汚泥																				
	鉱さい																				
	廃石綿等																				
	燃え殻																				
	ばいじん																				
	廃油(金属を含むもの)																				
	汚泥(金属を含むもの)																				
	廃酸(金属を含むもの)																				
	廃アルカリ(金属を含むもの)																				
	合計	260.4	255	0	0	0	0	0	0	0	0	260.4	255	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

--

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	別紙の通り(管理体制図等、別紙をご参照ください)
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記を今後も継続 減量強化の徹底

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別の強化(感染・非感染) 感染性産業廃棄物 部署ごとに排出される数量等 チェック・データ管理
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別の徹底(感染・非感染) 上記内容を今後も継続 一般ごみ等と感染医療廃棄物との分別実施

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物の特殊性により、 廃棄物の再生利用について行ったことはない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後についても再生利用の予定はない。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	自ら施設を設置し処理はしていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も施設を設置する予定はない。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物の直接埋め立ては 妥当な処理ではないので行っていない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後もない。

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

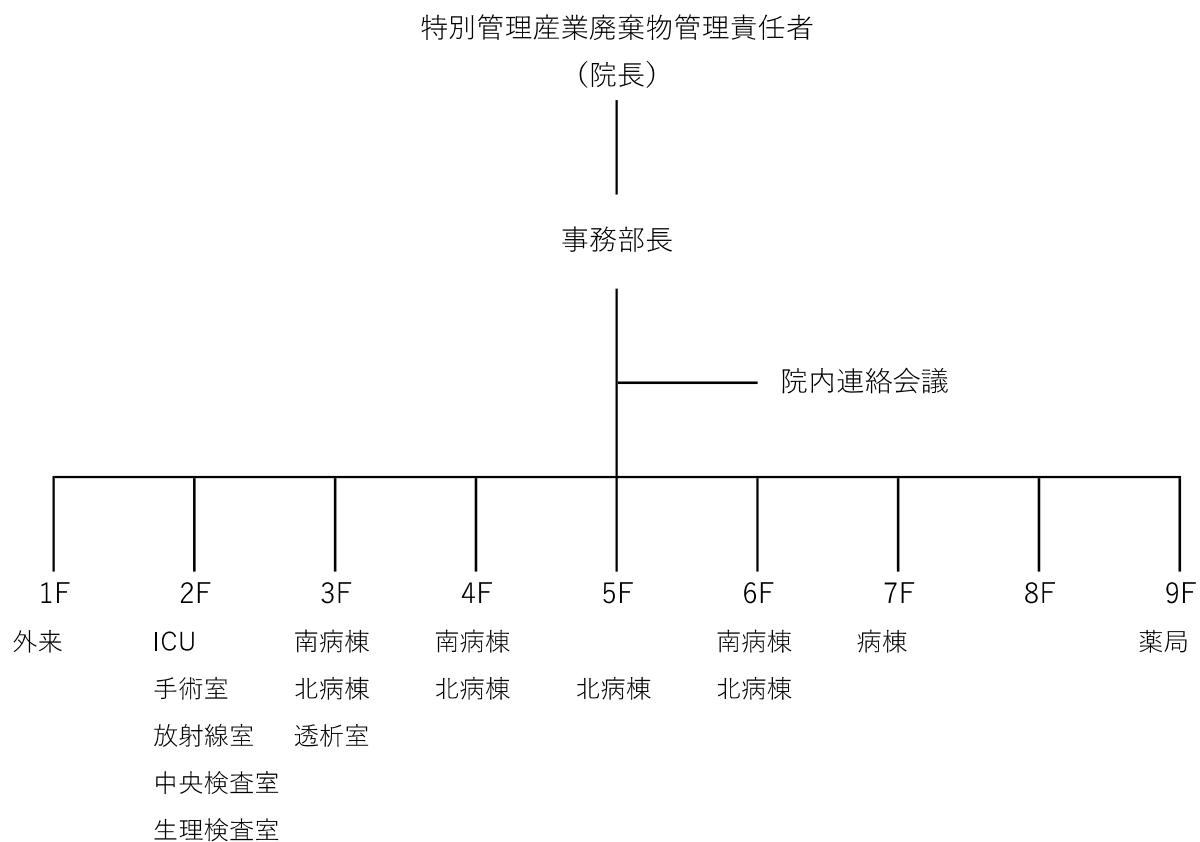
①現状 (これまでに実施した取組)	病院機能評価に準じた廃棄物の取扱 最終処分場として一貫した(リサイクルまで) 管理可能な業者を厳選し、処分委託を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	職員の環境意識向上への取組 分別を徹底していく

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	260.4 t
②今後実施する予定の取組等	継続して電子マニフェストを使用

(別紙)

管理体制図（土谷総合病院 特別管理産業廃棄物）



看護部管理者：看護部長

病棟等管理者：看護師長 サブ：主任・副主任

月に1度、部署ごとの感染性廃棄物実績を集計し、分別・減量強化の指示報告。